

## 消費者の権利にもとづいた食品衛生法への改正を求める意見書

現行の食品衛生法は、食料事情の悪化、ヤミ市や有害な食品の横行していた戦後の混乱期の1947年に、食中毒などの危害を防ぐために、食品製造業者を規制する内容の法律として制定されました。その後、森永ヒ素ミルク事件やカネミ油症事件などの食品公害や食品添加物の規制緩和など重大な食品問題が起きるたびに、食品衛生法は改定されてきました。しかし、食品問題への個別的対策としての改定にとどまり、国民の健康を守ることを第一義とした法律にはなっていません。

近年の私たち消費者を取り巻く食の環境は、O-157や狂牛病の発生、食品添加物や農薬・動物医薬品等の問題に加えて、遺伝子組み換え食品など新しい科学技術によって生産された食品やダイオキシン等の環境ホルモン汚染の食品の安全性に対しても不安を抱える状況です。

これらのどの問題をとっても、もはや消費者個人の努力や選択だけでは解決することは困難です。私たち消費者は、食品の安全確保が行政上の重要な課題として位置づけられるとともに、国民の健康を守るための法律を望んでいます。現行の食品衛生法が食品製造業者規制を第一義としたものではなく、消費者の権利にもとづいた法律として改正されることを切に要請するものです。

つきましては、「食品衛生法」について、消費者の権利を盛り込んだ法改正や運用の充実強化が図られるよう次の事項を強く要請します。

### 記

- 一．食品衛生法の目的（第1条）に「国民の健康のために食品の安全性を確保する」という主旨を明記すること
- 一．食品の安全行政に関する施策について、積極的に情報公開を進めると共に、消費者の参画を法律の中に明記すること
- 一．食品の表示（第11条）の目的に、「消費者の選択に役立つ」という主旨を加えること
- 一．全ての食品添加物の指定制度への移行を、計画的に進めること
- 一．農薬・動物用医薬品の残留基準の設定を計画的に進め、残留基準の決められていない食品の流通・販売ができないようにすること
- 一．化学物質や新技術に関わる食品・容器包装の新たな不安や問題に対応した予防的な調査・研究の充実、検査体制の充実など、法制度の運用を強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年6月25日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先  
衆議院議長  
参議院議長